

佐渡国際トライアスロン大会運営持続化のためのボランティア受入れ促進及び
DX化によるおもてなし向上業務

1. 件名

佐渡国際トライアスロン大会運営持続化のためのボランティア受入れ促進及びDX化によるおもてなし向上業務

2. 目的

佐渡国際トライアスロン大会は、佐渡を代表するスポーツイベントのひとつであり、大会期間中の集客に加え、佐渡のスポーツツーリズムのブランドイメージ構築にも大きく寄与している。一方、その運営の多くは島内のスタッフやボランティアによって支えられており、人口減少が著しい佐渡市においては、運営体制の継続が難しくなっている。

島外からのボランティアスタッフの受入れ促進と全体スタッフマニュアルの作成による大会運営の適正化を図り、また、デジタル化による参加者へのおもてなし向上を民間事業者からの企画提案により一体的に行うことにより、大会運営の持続化を図ることを目的として、公募型プロポーザルにより委託事業者の選定を行う。

また、将来的には佐渡国際トライアスロン大会と並び佐渡4大スポーツ大会といわれる「佐渡トキマラソン」「佐渡ロングライド210」「佐渡オープンウォータースイミング」にも同様の仕組みを準用することにより、佐渡市のスポーツイベント全体を持続可能で発展性のある大会としたい。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

4. 委託金額上限額

10,543千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

受託者は、業務の目的を十分理解し、以下にかかるすべての業務を行うものとする。

(1) 島外からのボランティアツアー受入れの促進

- ① 大会事務局が別途造成するボランティアツアーを活用し、学生や企業などの効果的な層に対してボランティア参加のPRを行う。
- ② 大会スタッフと島外・島内ボランティアを含めた全体のスタッフ配置計画と運営マニュアルの作成。

(2) DX化による参加者へのおもてなしと利便性の向上

デジタル技術を活用し、ゼッケン番号などの大会内IDとシステムを紐づけた仕組みにより、参加者及び応援者の満足度向上につながるおもてなしの演出やSNS上での盛り上がり、利便性向上の仕掛けを検討・実施する。

(例)

- ・会場内にスクリーンを設置し、応援メッセージの投稿機能を持たせて選手のモチベーションを向上。
- ・大会会場やweb上で配信サービスを活用した演出を行うことにより、選手と応援している家族双方が楽しめる仕掛けを構築する。
- ・心拍メーター等による各選手の体調管理で、健康リスクの少ない大会。

※ 次年度以降も継続してシステムを提供する場合のランニングコストや、サービス部分の自走化についての提案は企画書に記載すること。

※ 本事業におけるサービスの提供は、対象を限定するなど試験的な実施も可能とする。但し、対象人数などの実施規模は企画書に明記すること。

(3) 運営体制改善コンサルティング

(1)～(2)の取組みと連動する形で、人員配置、運営体制、おもてなし向上の観点から運営改善計画書の策定をする。

計画書の作成にあたっては、大会事務局と継続した協議を行いながら実施すること。

【業務条件】

(1) ①～②の配置計画及び運営マニュアル作成、(3)の運営改善計画書の作成にあたっては、大会準備期間中及び大会当日に必要な人員を現地に派遣し、関係者からヒアリングの上で行うこと。

6. 業務の実施

業務の実施にあたっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

7. 成果品及び成果報告

本業務の成果物として、令和6年1月5日(金)までに以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部

報告書書式は任意とし、実施の状況、意見集約の結果等がわかるよう報告書にまとめ、契約書と同一の押印をすること。

(2) 運営体制改善計画書 1部

また、中間報告として、令和5年10月31日(火)までに上記(1)(2)のうち、別途定める内容を提出すること。

8. 報告・調査等

委託者は、最終報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

9. 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

10. 知的財産権の帰属等

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、委託者が自由に二次使用(加工、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者

に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。